

岩手県告示第 474 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人正 受会	下閉伊郡山田町 船越第 6 地割 144 番地 8	下閉伊郡山田町 山田第 16 地割 9 番地 10	社会福祉法人正 受会 平安荘	下閉伊郡山田町 船越第 6 地割 144 番地 8	下閉伊郡山田町 山田第 16 地割 9 番地 10	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人正 受会	下閉伊郡山田町 船越第 6 地割 144 番地 8	下閉伊郡山田町 山田第 16 地割 9 番地 10	社会福祉法人正 受会 平安荘	下閉伊郡山田町 船越第 6 地割 144 番地 8	下閉伊郡山田町 山田第 16 地割 9 番地 10	平成 19 年 4 月 1 日